

# 令和5年分

## 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き

### 損失申告用

- この手引きは、申告書第四表（損失申告用）を使用する方のためのものです。申告書第一表及び第二表の書き方や一般的な事項には、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』をご覧ください。
- 特定非常災害（※）の被災者の方で、雑損失の繰越控除の特例又は純損失の繰越控除の特例の適用を受けるために、『令和05年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_申告書（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）』を使用する方は、『所得税及び復興特別所得税の\_\_\_\_申告書（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）書き方』を併せてご覧ください。
- ※「特定非常災害」とは、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいいます。
- この手引きは、一般的な事項を説明しています。
- 国税庁ホームページでは、確定申告に関する情報等を提供しています。また、申告書、付表、計算書、明細書及び説明書についても、国税庁ホームページからダウンロードできます。
- この手引きは、令和5年11月1日現在の法令等に基づいて説明しています。

目次	ページ
はじめに.....	1
I 損失申告とは.....	1
II 損益の通算とは.....	2
III 申告書第四表（損失申告用）の記載例.....	3
IV 申告書第一表、申告書第二表及び申告書第四表（損失申告用）の記載手順.....	5
V 申告書第四表（損失申告用）の書き方.....	6
VI 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算.....	15

#### 申告書・青色申告決算書・収支内訳書は、国税庁ホームページで作成できます。

国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、スマホ又はパソコンで画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、**申告書**、**青色申告決算書**、**収支内訳書**などの作成・e-Taxによる送信ができます。

- ◆マイナンバーカードを使用してマイナポータルと連携すれば、医療費やふるさと納税等の情報を取得でき、申告書に自動入力することができます。
- ◆作成した申告書は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読取対応のスマホ（又はICカードリーダー）を用意すれば「e-Tax（電子申告）」を利用して提出できます。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

作成コーナー



## はじめに

- 申告書第一表及び第二表の書き方や一般的な事項は、『[所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)』を、また、譲渡所得は、『[譲渡所得の申告のしかた](#)』及び『[株式等の譲渡所得等の申告のしかた](#)』などをご覧ください。
- 申告する損失額が、株式等に係る譲渡損失及び先物取引に係る損失のみの場合には、書き方が異なりますので、『[株式等の譲渡所得等の申告のしかた](#)』又は『[先物取引に係る雑所得等の説明書](#)』をご覧ください。
- 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額がある方は、『[令和\\_\\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）](#)』又は『[令和\\_\\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）](#)』を、また、翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額がある方は、『[\\_\\_年分の所得税及び復興特別所得税の\\_\\_申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）](#)』を併せて使用します。
- 特定非常災害の被災者の方で、所得税法又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の規定により、雑損失又は純損失の繰越控除の特例を受ける場合には、『[令和05年分の所得税及び復興特別所得税の\\_\\_申告書（損失申告用）付表（特定非常災害の被災者の方用）](#)』を併せて使用します。

## I 損失申告とは

各種所得金額の損益を通算した結果、純損失の金額（※1）が残ったとき又は雑損控除（⇒『[所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き](#)』の21ページ）の結果、控除不足額が生じたときなど次の損失が生じた場合で、かつ、一定の条件に当てはまる場合に、その純損失の金額及び雑損失の金額（※2）を翌年以後3年間にわたり、一定の方法により繰り越すことができます。

この繰越しをする場合には、**損失が生じた年分の確定申告書を提出し、かつ、その後連続して確定申告書を提出することが必要**です。この申告を**確定損失申告**とといいます。

※1 **純損失の金額**とは、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得の4つの所得の損失の金額のうち、損益の通算（⇒2ページ）をしてもなお控除しきれない金額をいいます。

※2 **雑損失の金額**とは、災害や盗難、横領によって資産（生活に通常必要でない資産（別荘や骨とう品、事業用以外の競走馬などの資産）を除きます。）に受けた損失額（保険金、損害賠償金などで補てんされる金額を除きます。）のうち、災害等が生じた年分の雑損控除として控除しきれない金額をいいます。

### 1 一般の純損失及び雑損失

#### (1) 白色申告者の場合

損失が生じた年分について青色申告をしていない場合には、繰り越すことのできる損失の金額は、変動所得（※3）の損失額（事業から生じたものに限り）や被災事業用資産の損失額（※4）、雑損失の金額に限られます。

※3 **変動所得**とは、事業所得や雑所得のうち、漁獲やのりの採取による所得、はまち、まだい、ひらめ、かき、うなぎ、ほたて貝、真珠、真珠貝の養殖による所得、印税や原稿料、作曲料などによる所得をいいます。

※4 **被災事業用資産の損失額**とは、商品などの棚卸資産、店舗、機械等の事業用固定資産、山林の災害による損失（災害に関連するやむを得ない支出を含みます。）などで変動所得の金額の計算上生じた損失に該当しないものをいいます。

#### (2) 青色申告者の場合

損失が生じた年分について青色申告をしている場合には、次の「**2 居住用財産に係る通算後譲渡損失**」に係る純損失の金額を除き純損失の金額の全額を繰り越すことができます。

ただし、純損失の金額のうち前年への繰戻し還付請求をした金額は、繰り越すことはできません。

また、雑損失の金額については、白色申告者と同様に繰り越すことができます。

### 2 居住用財産に係る通算後譲渡損失

「居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」に係る「居住用財産の譲渡損失」及び「特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除」に係る「特定居住用財産の譲渡損失」（以下、併せて「**特定損失額**」とといいます。）の金額について、一定の要件の下で、損益の通算をしてもなお控除しきれない金額として一定の方法により計算した金額（以下「居住用財産に係る通算後譲渡損失」といいます。）は、その損失が生じた年分について青色申告をしているかどうかにかかわらず、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年間にわたり、繰り越すことができます。

詳しくは、『[譲渡所得の申告のしかた](#)』をご覧ください。

### 3 株式等に係る譲渡損失

①上場株式等を金融商品取引業者等を通じて譲渡したことにより生じた譲渡損失の金額（以下「上場株式等に係る譲渡損失の金額」といいます。）と分離課税の上場株式等に係る配当所得等の金額について、損益の通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額又は②特定投資株式に係る譲渡損失の金額と上場株式等

に係る譲渡所得等の金額について、損益の通算をしてもなお控除しきれない譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年間にわたり、一定の方法により繰り越すことができます。なお、繰り越された①の譲渡損失の金額は、一般株式等に係る譲渡所得等の金額から控除することはできません。

詳しくは、『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』をご覧ください。

## 4 先物取引に係る損失

①商品先物取引等の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額、②金融商品先物取引等の差金等決済をしたことにより生じた損失の金額及び③カバードワラントの差金等決済をしたことにより生じた損失の金額のうち、その年の先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除しきれない金額については、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年間にわたり、一定の方法により繰り越すことができます。

詳しくは、『先物取引に係る雑所得等の説明書』をご覧ください。

## II 損益の通算とは

各種の所得の損失額（赤字）を他の各種の所得の所得金額（黒字）から差し引く計算を**損益の通算**といいます。各種の所得の黒字から差し引くことができるのは、事業所得、不動産所得、譲渡所得、山林所得の4つの所得の赤字に限られており、次の矢印の順序で差し引きます。

なお、**土地建物等の譲渡に係る譲渡所得の金額の計算上生じた赤字**など、損益の通算ができない損失があります。詳しくは下記「損益の通算ができる損失とできない損失」を参照してください。

### 1 事業所得や不動産所得の赤字

経常所得(※) → 譲渡所得 → 一時所得 → 山林所得 → 退職所得

※ **経常所得とは**、事業所得や不動産所得、利子所得、配当所得、給与所得、雑所得をいいます。

### 2 譲渡所得の赤字

一時所得 → 経常所得 → 山林所得 → 退職所得

### 3 山林所得の赤字

経常所得 → 譲渡所得 → 一時所得 → 退職所得

## 損益の通算ができる損失とできない損失

### 1 損益の通算ができる損失

次に掲げる所得の計算上生じた赤字は他の所得の黒字から差し引くことができます。

- ① 事業所得 ② 不動産所得(※) ③ 譲渡所得 ④ 山林所得

※1 不動産所得を生ずべき事業を行う民法上の組合等（外国におけるこれに類するものを含みます。）の個人組合員（組合事業に係る重要な業務の執行の決定に関与し、契約を締結するための交渉等を自ら執行する個人組合員を除きます。）又は信託の受益者は、組合事業又は信託から生じた不動産所得の損失について、生じなかったものとみなされます。

なお、この損失は、他の組合事業又は信託から生じた不動産所得の黒字や組合事業又は信託から生じた不動産所得の黒字から差し引くこと（不動産所得内の通算）もできません。

2 不動産所得の金額の計算上、国外中古建物の貸付けによる損失の金額のうち当該国外中古建物の償却費の額に相当する部分の金額は、**他の所得の黒字から差し引くことはできません**（不動産所得内の通算もできません。ただし、当該国外中古建物以外の国外不動産等に係る不動産所得の黒字から差し引くことができます。）。

3 不動産所得の計算上生じた赤字のうち、土地等の取得に係る借入金の利子の額に対応する赤字は、**他の所得の黒字から差し引くことはできません**。

### 2 損益の通算ができない損失

次の(1)及び(2)に掲げる所得等の計算上生じた赤字は、**他の所得の黒字から差し引くことはできません**。

(1) 次の所得及び所得の計算上生じた赤字

- ① 利子所得 ② 配当所得 ③ 給与所得 ④ 退職所得 ⑤ 一時所得 ⑥ 雑所得

(2) 特殊な損失

① 競走馬（事業用は除きます。）、別荘又は書画や骨とう、貴金属（1個又は1組の価額が30万円を超えるものに限ります。）などの生活に通常必要でない資産についての所得の計算上生じた赤字

※ 競走馬（事業用は除きます。）の譲渡による譲渡所得の赤字に限り、その競走馬の保有に係る雑所得の黒字から差し引くことができます。

② 非課税所得の計算上生じた赤字

③ 有限責任事業組合の組合事業から生じる事業所得等の計算上生じた赤字のうち、その組合事業に係るその個人の出資の価額を基礎として計算した金額を超える部分に対応する赤字は、その所得の計算上必要経費に算入することはできません。

④ 個人に対する資産の低額譲渡により生じた赤字

⑤ 土地建物等に係る譲渡所得の金額の計算上生じた赤字(特定損失額の金額(➡1ページ)を除きます。)

⑥ 一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた赤字

※ 上場株式等に係る譲渡損失の金額（赤字）に限り、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の黒字から差し引くことができます。なお、原則として、上場株式等に係る譲渡所得等の赤字（又は黒字）と一般株式等に係る譲渡所得等の黒字（又は赤字）を相互に通算することはできません。

⑦ 先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた赤字



### Ⅲ 申告書第四表(損失申告用)の記載例

- 申告書は複写式になっています。申告書第四表(一)と第四表(二)を折りたたんだまま記入せず、広げるか、中央のミシン線で切り離してから記入します。
- 申告書は、黒いインクのボールペンで、強く記入します(消せるボールペンは使用しないでください)。
  - ※ この手引きでは、記入した部分を便宜上青色で印刷しています。
- 申告書の該当する箇所は必ず記入します。
- 2枚目は複写式の控えになっていますので、申告書を提出するときは、2枚目は取り外してください。
- 申告書第四表(損失申告用)を提出する方は、第四表(一)と第四表(二)とともに、申告書第一表及び第二表も必ず一緒に提出してください。なお、特定非常災害の被災者の方で、所得税法又は震災特例法の規定により、雑損失の繰越控除の特例又は純損失の繰越控除の特例の適用を受ける方は、これらのほかに、『令和05年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_\_申告書(損失申告用)付表(特定非常災害の被災者の方用)』(第四表付表(一)、第四表付表(二)及び第四表付表(三))も一緒に提出してください。また、申告書第四表(損失申告用)を提出する方は、申告書第三表(分離課税用)の提出は不要です。

所得内通算及び損益の通算をした場合には、通算前の金額を下段に括弧書きし、上段に通算後の金額を書きます。

6ページ  
8ページ参照

8ページ  
9ページ参照

9ページ参照

令和 05 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用) FA0054

現在の住所又は居所事業所等	〇〇市△△町×-××-×	フリガナ氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎
整理番号		一連番号	

第四表(一) (令和四年分以降用)

#### 1 損失額又は所得金額

所得の種類		区分等	所得の生ずる場所等	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④-⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額
A 経常所得 (申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額) <span style="float: right;">66</span> <span style="float: right;">円</span> <span style="float: right;">△1,440,000</span>								
譲渡	短期	分離譲渡	一般分	〇〇市△△町	700,000	1,300,000	⑥ 600,000	⑧ 0
		総合譲渡				0		⑧ 0
	長期	分離譲渡					⑥ 940,000	⑦ 500,000
総合譲渡						(1,000,000)		
		一時						⑧
C		山林		5,500,000				⑧ 2,090,000
退職	一般							⑧
	短期							⑧
E	一般株式等の譲渡							⑧
	上場株式等の譲渡							⑧
	上場株式等の配当等							⑧
F		先物取引						⑧
				⑦ 特別課税の譲渡所得の特別控除額の合計額	⑨ 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額	特例適用条文		措法30

#### 2 損益の通算

所得の種類	① 通算前	② 第1次通算後	③ 第2次通算後	④ 第3次通算後	⑤ 損失額又は所得金額
A 経常所得	66 △1,440,000	第1次 △1,000,000	第2次 0	第3次	
B 譲渡	短期 総合譲渡	68	1	2	
	長期 分離譲渡 (特定損失額)	69 △	次	3	
	長期 総合譲渡	70 440,000	通算	通算	
一時	71				
C 山林	72 2,090,000	算	算		⑤ 1,090,000
D 退職	73				
損失額又は所得金額の合計額					80 1,090,000

資産 整理欄

**【ご注意】**

- ◎ 事業所得、不動産所得又は山林所得を生ずべき業務を行っている方は、総収入金額及び必要経費の内訳を記載した『青色申告決算書』や『収支内訳書』を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ◎ 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用を受ける方は、その内訳を記載した『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』又は『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』及び『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ◎ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受ける方は、その内訳を記載した『\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』及び『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』を申告書と一緒に提出しなければなりません。

**令和 05 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書 (損失申告用)** F A O O 5 9

3 翌年以後に繰り越す損失額 整理番号           一連番号

青色申告者の損失の金額		81	円
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		82	
変動所得の損失額		83	
被災事業用損失額	所得の種類 山林以外 営業等・農業	被災事業用資産の種類など	損害の原因
	山林		損害年月日
	不動産		損害年月日
	山林		損害年月日
		(A) 損害金額	(B) 保険金などで補われる金額
		円	円
		84	85
		86	円
山林所得に係る被災事業用資産の損失額		87	円
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額		88	

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損失の種類		(A) 前年までに引ききれなかった損失額	(B) 本年分で差し引く損失額	(C) 翌年以後に繰り越して差し引かれる損失額 (B-A)
2年 (3年前)	純 損	2年が青色の場合	200,000	200,000	/
		山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	雑 損 失	2年が白色の場合			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
3年 (2年前)	純 損	3年が青色の場合	300,000	300,000	/
		山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	雑 損 失	3年が白色の場合			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
		山林			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					
4年 (前年)	純 損	4年が青色の場合			/
		山林以外の所得の損失			
		山林所得の損失			
	雑 損 失	4年が白色の場合			
		被災事業用資産の損失	山林以外	400,000	
		山林	1,200,000	590,000	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				400,000	
				610,000	
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額		89	円		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額		90	円		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額		91	円		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用される所得金額の合計額		92	円		
5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額		93	300,000 円		
6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額		94	円		
7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額		95	円		

資産  整理欄

第四表(二) (令和四年分以降用)

10ページ・11ページ参照

○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。

11ページ・14ページ参照

14ページ参照

## Ⅳ 申告書第一表、申告書第二表及び申告書第四表（損失申告用）の記載手順

申告書の作成手順  
(右図の手順で申告書を作成します。)

手順 1	申告書第一表	「収入金額等」⑦から⑩欄 「所得金額等」①から⑩欄 ※ 「収入金額等」⑦から⑩欄 及び「所得金額等」⑪、⑫欄は記入しません。	申告書第二表	「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」 「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」 「特例適用条文等」 「事業専従者に関する事項」の各欄
	※ 書き方は、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』の8から14ページ及び注1を参照してください。			
手順 2	申告書第四表（損失申告用）	「1 損失額又は所得金額」 「2 損益の通算」 「3 翌年以後に繰り越す損失額」 「4 繰越損失を差し引く計算」 「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」 「6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額」 「7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額」		
	※ 書き方は、この手引きの6から14ページ「Ⅴ 申告書第四表（損失申告用）の書き方」を参照してください。			
手順 3	申告書第一表	「所得から差し引かれる金額」⑬から⑳・㉓から㉔欄	申告書第二表	「社会保険料控除」欄等（⑬～⑯） 「本人に関する事項」欄 「雑損控除に関する事項」欄 「寄附金控除に関する事項」欄 「配偶者や親族に関する事項」欄
	※ 書き方は、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』の15から23ページ及び注2を参照してください。			
手順 4	申告書第一表	「所得から差し引かれる金額」㉔・㉕・㉔欄 「税金の計算」⑳欄	※ 「税金の計算」㉔欄は記入しません。	
	※ 書き方は、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』の21、23、24ページ及び注3を参照してください。			
手順 5	申告書第一表	「税金の計算」㉔から㉔欄 「その他」㉕から㉕欄 「延納の届出」㉖・㉖欄	申告書第二表	「住民税・事業税に関する事項」欄
	※ 書き方は、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』の24から34ページを参照してください。			

注1 申告する特定口座内の上場株式等に係る譲渡所得等に対する源泉徴収税額又は分離課税の上場株式等に係る配当所得等に対する源泉徴収税額（特定口座に係る源泉徴収税額を含みます。）がある場合には、**申告書第二表**の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄にその金額等を記入します。

注2 次の注3(1)に当てはまる場合には、**申告書第一表**の「所得から差し引かれる金額」⑬から⑳及び㉓から㉔欄を記入します。また、『所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き』の「2 申告書の書き方」の「手順3 所得から差し引かれる金額（所得控除）を計算する」の「雑損控除」、「医療費控除」及び「寄附金控除」の項目の計算欄の「第一表⑫欄+退職所得金額+山林所得金額」欄には、**申告書第四表（損失申告用）**の「雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額」㉔欄の金額を転記します。

注3(1) 土地建物等に係る課税譲渡所得、一般株式等に係る課税譲渡所得等、上場株式等に係る課税譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等又は先物取引に係る課税雑所得等の金額がある場合（**申告書第四表（損失申告用）**の「1 損失額又は所得金額」の⑦、⑨、⑦、⑦、⑦又は⑦欄の金額から「4 繰越損失を差し引く計算」の「⑧本年分で差し引く損失額」のうち⑦、⑨、⑦、⑦、⑦又は⑦欄の金額から差し引く損失の合計額を差し引いた後の金額（⑦と⑨欄の金額から差し引く特別控除額がある場合には、特別控除後の金額）が黒字の場合）の**申告書第一表**の「税金の計算」⑳欄には、「Ⅵ 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算」（➡15ページ）で計算した金額を転記します。

(2) (1)以外の方は、**申告書第一表**の「税金の計算」⑳欄には、「0」を記入します。

# V 申告書第四表（損失申告用）の書き方

## 1 損失額又は所得金額

### (1) 「A 経常所得」欄

⑥⑥欄に申告書第一表の「所得金額等」欄の①から⑥及び⑩の合計額を記入します。

### (2) 「B 譲渡・一時」欄

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得や総合課税の譲渡所得、一時所得がある場合に記入します。

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得とは、土地、借地権などの土地の上に存する権利、建物、その附属設備、構築物の譲渡（借地権などの設定で特定のものを含まず。）による譲渡所得と土地等の譲渡に類似する一定の株式などの譲渡による譲渡所得をいいます。

この分離課税とされる譲渡所得は、譲渡した土地や建物などの取得時期により短期譲渡所得と長期譲渡所得に区分されます。

#### イ 「区分等」欄

「分離譲渡」の各欄には、『譲渡所得の申告のしかた』を参照し、該当する譲渡所得の区分（「一般分」、「軽減分」、「特定分」、「軽課分」）を記入します。

#### ロ 「A収入金額」欄

『譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】』、『居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》』及び『特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》』に記載した金額を転記します。

#### ハ 「B必要経費等」欄

『譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）【土地・建物用】』、『居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》』及び『特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》』に記載した金額を転記します。

#### ニ 「C差引金額（A-B）」欄

「分離譲渡」の各欄には、「A収入金額」欄の金額から「B必要経費等」欄の金額を差し引いた金額を、「総合譲渡」の各欄及び「一時」欄には、申告書第二表の「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」の「差引金額」欄に記載した金額を次により記入します。

##### a 「C差引金額（A-B）」の①から⑦の各欄

- ・ ①から⑦欄の金額が全て赤字（0を含みます。）の場合には、そのまま転記します。
- ・ ①から⑦欄の金額が全て黒字（0を含みます。）の場合には、そのまま転記します。
- ・ ①から⑦欄の金額に赤字と黒字がある場合には、次の順序で差し引き、差引前の金額を下段に括弧書きし、上段に差引後の金額を記入します（赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。）。

i 「短期・分離譲渡」の赤字は他の「短期・分離譲渡」の黒字から差し引き、引ききれない赤字は、「長期・分離譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「一般分」→「特定分」→「軽課分」の順に差し引きますが、これと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

（注）それでも引ききれない「短期・分離譲渡」の赤字は、損益の通算をすることはできません。

ii 「長期・分離譲渡」の赤字は他の「長期・分離譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「一般分」→「特定分」→「軽課分」の順に差し引きますが、これと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

それでも引ききれない赤字は、「短期・分離譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「一般分」→「軽減分」の順に差し引きます。

（注）引ききれない「長期・分離譲渡」の赤字は、特定損失額の金額（⇒1ページ）を除き、損益の通算をすることはできません。

iii 「総合譲渡」の赤字は他の「総合譲渡」の黒字から差し引きます（「分離譲渡」の黒字から差し引くことはできません。）。

ただし、「長期・分離譲渡」の赤字のうち、損益の通算の対象となる特定損失額がある場合には、「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額）の赤字の順に、「総合譲渡」の黒字から差し引きます。この場合、「短期」→「長期」の順に差し引きます。

##### b 「C差引金額（A-B）」の「一時」欄

申告書第二表の「総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項」の一時所得に係る「差引金額」欄に記載した金額（赤字のときは0）を転記します。

#### ホ 「D特別控除額」欄

a 「C差引金額（A-B）」欄の金額が赤字の場合には「0」を記入します。

1 損失額又は所得金額							⑥⑥	円
A 経常所得（申告書第一表の①から⑥までの計+⑩の合計額）								円
所得の種類	区分等	所得の生ずる場所等	A収入金額	B必要経費等	C差引金額 (A-B)	D特別控除額	E損失額又は所得金額	円
B 譲渡	短期	分離譲渡			①			⑥⑦
		総合譲渡			②			⑥⑧
	長期	分離譲渡			③			⑥⑨
		総合譲渡			④			⑥⑩
一時							⑦①	
C	山林							⑦②
D 退職	一般							
	短期							⑦③
	特定役員							
E 譲渡	一般株式等の譲渡							⑦④
	上場株式等の譲渡							⑦⑤
	上場株式等の配当等							⑦⑥
F	先物取引							⑦⑦
			⑦⑧ 分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額		⑦⑨ 上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額		特別適用条文	



- b 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄が、黒字の場合には次により記入します。
  - ・ 「総合譲渡」欄
    - i 「**㉔**差引金額 (A-B)」の**㉔**と**㉕**欄の合計額が50万円までの場合…それぞれ**㉔**と**㉕**欄の金額（赤字のときは0）を記入します。
    - ii 「**㉔**差引金額 (A-B)」の**㉔**と**㉕**欄の合計額が50万円を超える場合…「短期」→「長期」の順に、それぞれ**㉔**と**㉕**欄の金額を記入します。ただし、「短期」と「長期」の合計額は50万円が限度になります。
  - ・ 「一時」欄
    - 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の金額が50万円までの場合にはその金額を、50万円を超える場合には50万円を記入します。

#### へ 「**㉖**損失額又は所得金額」欄

「**㉖**損失額又は所得金額」欄には、「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の金額から「**㉗**特別控除額」欄の金額を差し引いた金額を次により記入します。

- a 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の金額が全て赤字（0を含みます。）の場合には次により記入します。
  - ・ 「総合譲渡」欄には、「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の赤字をそのまま転記します。
  - ・ 「分離譲渡」欄には、「0」を記入します。ただし、「長期・分離譲渡」の「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の赤字のうち、特定損失額がある場合には、その赤字を転記します。
- b 「**㉔**差引金額 (A-B)」欄の金額が全て黒字（0を含みます。）の場合には、そのまま転記します。
- c 「**㉔**差引金額 (A-B)」の「譲渡」欄が赤字で「一時」欄が黒字の場合には、「譲渡」欄の赤字のうち「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額に限ります。）欄の赤字を、特別控除後の「一時」欄の黒字から差し引き、差引前の金額を下段に括弧書きし、上段に差引後の金額を記入します。  
それでも引ききれない「総合譲渡」、「長期・分離譲渡」（特定損失額）欄の赤字がある場合には、差引前の金額を下段に括弧書きし、上段に引ききれない赤字を金額の頭部に△を付して記入します。また、上記以外の「分離譲渡」欄の赤字がある場合には「0」を記入します。

### (3) 「**C** 山林」欄

山林所得がある場合に、『山林所得の申告のしかた』を参照し、『山林所得収支内訳書（計算明細書）』で所得金額を計算して、計算明細書の金額を転記します。

#### イ 「**A**収入金額」欄

『山林所得収支内訳書（計算明細書）』の「合計」枠の「**A**」の金額を転記します。

#### ロ 「**E**損失額又は所得金額」欄

㉗欄には、『山林所得収支内訳書（計算明細書）』の「合計」枠の「**B**」の金額を転記します。

### (4) 「**D** 退職」欄

退職所得がある場合に、次で計算した金額を記入します。

「退職」欄の「一般」には「一般退職手当等」、「短期」には「短期退職手当等」、「特定役員」には「特定役員退職手当等」に関する事項を記入します（短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、退職所得の源泉徴収票の摘要欄にその金額等が記載されています。）。

- 一般退職手当等：短期退職手当等と特定役員退職手当等のいずれにも該当しない退職手当等をいいます。
- 短期退職手当等：短期勤続年数（役員等以外の者として勤務した期間により計算した勤続年数が5年以下であるものをいいます。）に対応する退職手当として支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないものをいいます。
- 特定役員退職手当等：役員等勤続年数（役員等として勤務した期間により計算した年数をいいます。）が5年以下である方が支払を受ける退職手当のうち、その役員等勤続年数に対応する退職手当として支払を受けるものをいいます。

#### イ 「**A**収入金額」欄

退職所得の収入金額の合計額（税込）を記入します。

#### ロ 「**B**必要経費等」欄

次の計算式で求めた**退職所得控除額**を記入します。

a 勤続年数が20年までの場合……40万円×勤続年数（80万円より少ないときは80万円）

b 勤続年数が20年を超える場合……70万円×勤続年数－600万円

- ※1 障害者となったことにより退職した場合には、a又はbで計算した金額に100万円を加算します。
- ※2 前年以前に他の退職金を受け取ったことがある場合など一定の場合には、控除額が異なることがあります。

※3 一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の複数が支給される場合の計算方法については、国税庁HP（『短期退職手当等Q&A』[Q6]）を参照してください。

([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf))

#### ハ 「**㉔**差引金額(A-B)」欄

「**㉔**差引金額(A-B)」欄には、「**A**収入金額」欄の金額から「**B**必要経費等」欄の金額を差し引いた金額を記入します。

#### ニ 「**E**損失額又は所得金額」欄

- a 一般退職手当等のみがあるとき



- ⑦欄には、「㉔差引金額 (A-B)」欄の金額に0.5を乗じた金額 (赤字のときは0) を記入します。
- b 短期退職手当等のみがあり「㉔差引金額 (A-B)」欄の金額が300万円以下であるとき  
⑦欄には、「㉔差引金額 (A-B)」欄の金額に0.5を乗じた金額 (赤字のときは0) を記入します。
- c 短期退職手当等のみがあり「㉔差引金額 (A-B)」欄の金額が300万円を超えるとき  
⑦欄には、「㉔差引金額 (A-B)」欄の金額から150万円を差し引いた金額を記入します。
- d 特定役員退職手当等のみがあるとき  
⑦欄には、「㉔差引金額 (A-B)」欄の金額 (赤字のときは0) を記入します。
- e 一般退職手当等、短期退職手当等又は特定役員退職手当等の複数支給される場合の計算方法については、国税庁HP (『短期退職手当等Q & A』[Q6]) を参照してください。  
([https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037\\_01.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0021009-037_01.pdf))
- ※ 1円未満の端数は切り捨てます。

## (5) 「E 一般株式等の譲渡・上場株式等の譲渡・上場株式等の配当等」欄

「一般株式等の譲渡」欄及び「上場株式等の譲渡」欄には、分離課税の株式等の譲渡に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に『株式等の譲渡所得等の申告のしかた』を参照し、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』で所得金額を計算して、計算明細書の金額を転記します。

「上場株式等の配当等」欄には、分離課税の上場株式等に係る配当所得等がある場合に記入します。

### イ 「区分等」欄

「上場株式等の配当等」欄には、所得の種類の内容を、例えば、「株式の配当」、「出資の配当」、「剰余金の分配」、「公社債の利子」などと記入します。

### ロ 「㉕収入金額」欄

「一般株式等の譲渡」欄には、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の③欄の金額を転記し、「上場株式等の譲渡」欄には「上場株式等」の③欄の金額を転記します。

「上場株式等の配当等」欄には、分離課税の上場株式等に係る配当所得等の収入金額の合計額 (税込) を記入します。

### ハ 「㉖必要経費等」欄

「上場株式等の配当等」欄には、分離課税の上場株式等に係る配当所得を生ずべき元本を取得するために要した負債の利子 (株式を買ったり出資をしたりするために借り入れた負債の利子に限ります。ただし、有価証券の譲渡による所得に係るものは除きます。) の額を記入します。

### ニ 「㉗」欄

『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の①欄の金額を転記します。ただし、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)』を使用されている方は、「1 所得金額の計算」の「一般株式等」の⑤欄の金額 (赤字のときは『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)』の⑩欄の金額の頭部に△を付した金額) を転記します。

### ホ 「㉘」欄

『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書』の「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の①欄の金額 (赤字のときは『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)』の⑤欄の金額の頭部に△を付した金額) を転記します。ただし、『株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書 (特定権利行使株式分及び特定投資株式分がある場合)』を使用されている方は、「1 所得金額の計算」の「上場株式等」の⑤欄の金額 (赤字のときは『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)』の⑫欄の金額の頭部に△を付した金額) を転記します。

### ヘ 「㉙」欄

「㉔差引金額 (A-B)」欄の金額を転記します。

ただし、本年分の上場株式等に係る譲渡損失の金額を同年分の特設課税の上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除 (損益の通算) する場合は、『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)』の⑥欄の金額又は『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表 (特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用)』の⑬欄の金額を転記します。

## (6) 「F 先物取引」欄

分離課税の先物取引に係る事業所得や譲渡所得、雑所得がある場合に、『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』で所得金額を計算して、計算明細書の金額を転記します。

### イ 「㉕収入金額」欄

『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』の「合計」の④欄の金額を転記します。

### ロ 「㉗」欄

『先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書』の「合計」の⑫欄の金額 (赤字のときは0) を転記します。

## (7) 「分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額」⑧欄

分離課税の土地建物等に係る譲渡所得の特例の適用を受け、特別控除額を控除する場合に、控除する特別控除額の合計額を記入します。

(8) 「上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額」⑦⑨ 欄

申告することを選択した特定口座（源泉徴収口座）に係る上場株式等の譲渡所得等など、申告する株式等の譲渡所得等について源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額を記入します。

(9) 「特例適用条文」欄

譲渡所得、山林所得、一般株式等に係る譲渡所得等及び上場株式等に係る譲渡所得等について課税の特例を受ける場合には、その適用を受ける条文を記入します。

2 損益の通算

(1) 「⑥⑥から⑦③」の各欄

「1 損失額又は所得金額」の⑥⑥から⑦③欄の金額（二段書きされている場合には上段の金額）を転記します。

ただし、「⑥⑨」欄は、「1 損失額又は所得金額」の「⑥⑨」欄が黒字（0を含みます。）の場合には転記しません。

所得の種類		⑥ 通算前	⑦ 第1次通算後	⑧ 第2次通算後	⑨ 第3次通算後	⑩ 損失額又は所得金額
		円	円	円	円	円
A	経常所得 ⑥⑥		第	第	第	
B	譲渡 短期 総合譲渡 ⑥⑧		1	2	3	
	長期 分譲譲渡 (特定譲渡) ⑥⑨△		次	次		
	総合譲渡 ⑦③		通	通	次	
一 時 ⑦④		算	算	通		
C	山 林 ⑦⑤		算			⑩
D	退 職 ⑦⑥		算			
損失額又は所得金額の合計額						⑩

(2) 「⑦③第1次通算後」の各欄

イ 「⑦③通算前」のA、B欄の金額がともに赤字か黒字の場合……「⑦③通算前」欄の金額を「⑦③第1次通算後」欄にそのまま転記します。

ロ 「⑦③通算前」のA欄の金額が赤字でB欄の金額が黒字の場合……A欄の赤字をBの⑥⑧から⑦④欄の金額の順に差し引きます。

a 引ききれないためA欄の赤字が残ったときは、残った赤字を「⑦③第1次通算後」欄に金額の頭部に△を付して記入します。

b B欄の黒字が残ったときは、残った黒字を「⑦③第1次通算後」欄に記入します。

ハ 「⑦③通算前」のA欄の金額が黒字でB欄の金額が赤字の場合……B欄の赤字をA欄の黒字から差し引きます。

a 引ききれないためB欄の赤字が残ったときは、残った赤字を「⑦③第1次通算後」欄に金額の頭部に△を付して記入します。

b A欄の黒字が残ったときは、残った黒字を「⑦③第1次通算後」欄に記入します。

(3) 「⑧⑧第2次通算後」の各欄

イ 「⑦③第1次通算後」のA、B、C欄の金額がともに赤字か黒字の場合……「⑦③第1次通算後」欄の金額を「⑧⑧第2次通算後」欄にそのまま転記します。

ロ 「⑦③第1次通算後」のA、B欄の金額が赤字で、C欄の金額が黒字の場合……A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にCの黒字から差し引き、その差引後の金額を(2)のハと同様に、「⑧⑧第2次通算後」欄に記入します。

ハ 「⑦③第1次通算後」のA、B欄の金額が黒字で、C欄の金額が赤字の場合……C欄の赤字を、⑥⑥から⑦④の順に差し引き、その差引後の金額を(2)のハと同様に、「⑧⑧第2次通算後」欄に記入します。

(4) 「⑨⑨第3次通算後」の各欄

イ 「⑧⑧第2次通算後」のA、B、C欄の金額が赤字で、D欄の金額が黒字の場合……A、B欄の赤字を「経常所得」→「譲渡」の順にD欄の黒字から差し引き、次にC欄の赤字をその残ったD欄の黒字から差し引き、その差引後の金額を(2)のハと同様に、「⑨⑨第3次通算後」欄に記入します。

ロ イ以外の場合……「⑧⑧第2次通算後」欄の金額を「⑨⑨第3次通算後」欄にそのまま転記します。

(5) 「⑩⑩損失額又は所得金額」の各欄

イ 「⑨⑨第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額が黒字の場合……「⑩⑩損失額又は所得金額」の「譲渡・長期・総合譲渡、一時」欄には、「⑨⑨第3次通算後」の「譲渡・長期・総合譲渡」欄の金額と「一時」欄の金額の合計額に0.5を乗じた金額を書き、他は、「⑨⑨第3次通算後」欄の金額を転記します。

※ 1円未満の端数は切り捨てます。

ロ イ以外の場合……「⑨⑨第3次通算後」欄の金額を転記します。

(6) 「⑩⑩損失額又は所得金額の合計額」⑩⑩ 欄

「⑩⑩損失額又は所得金額」の各欄の損失額又は所得金額を合計し、その金額が黒字の場合にはそのまま記入し、赤字の場合には金額の頭部に△を付して記入します。

### 3 翌年以後に繰り越す損失額（「2損益の通算」の⑧欄の金額が赤字の場合に、該当する項目を記入します。）

3 翌年以後に繰り越す損失額							整理号	□□□□□□□□	一連番号	□□□□□□□□	
青色申告者の損失の金額							⑧1	円			
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							⑧2				
変動所得の損失額							⑧3				
被災事業用資産の損失額	所得の種類	被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	⑧A 損害金額	⑧B 保険金などで補われる金額	⑧C 差引損失額 (A-B)				
	山林以外	営業等・農業		..	円	円	⑧4 円				
		不動産		..			⑧5 円				
	山林			..			⑧6 円				
山林所得に係る被災事業用資産の損失額							⑧7	円			
山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額							⑧8				

#### (1) 「青色申告者の損失の金額」⑧1 欄

青色申告をしている方で⑧欄の赤字のうちに、⑧9欄の特定損失額に係る純損失（以下「特定純損失」といいます。）の金額がある場合には、次により計算したGの金額を金額の頭部に△を付して⑧1欄に記入します。それ以外の青色申告をしている方で⑧欄の金額が赤字の場合には、⑧欄の赤字を転記します。

なお、前年分も青色申告をしている方は、⑧欄の赤字の全部又は一部（特定純損失の金額を除きます。）を繰り戻して税金の還付を受けることもできます。

A	⑧0 欄 の 金 額	(△は付けなくて記入します。)	E	申告書第四表の「2損益の通算」の⑧2欄の金額（黒字のときは0）	(△は付けなくて記入します。)
B	申告書第一表の①と②欄の合計額（黒字のときは0）	(△は付けなくて記入します。)	F	B + C + D + E	円
C	申告書第一表の③欄の金額（黒字のときは0）	(△は付けなくて記入します。)	G	AとFのいずれか少ない方の金額	(申告書第四表の⑧欄に転記します。)
D	申告書第四表の「1損失額又は所得金額」の③と④欄の赤字の合計額	(△は付けなくて記入します。)			

※ ③と④欄の金額に赤字と黒字がある場合には、③と④欄の金額を通算した後の赤字（黒字のときは0）を記入します。

#### (2) 「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」⑧2 欄

居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額は、『居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》』及び『居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5用】』又は『特定居住用財産の譲渡損失の金額の明細書《確定申告書付表》』及び『特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の対象となる金額の計算書【租税特別措置法第41条の5の2用】』で計算し、それぞれ計算書の⑧又は⑨欄の金額を転記します。

この特例の適用を受けるためには、所定の書類を添付しなければなりません。

詳しくは、『譲渡所得の申告のしかた』をご覧ください。

#### (3) 「変動所得の損失額」⑧3 欄

イ 青色申告者の場合

⑧欄の赤字の中に変動所得（➡1ページ）の損失額（変動所得の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失額（➡1ページ））がある場合には、その金額を金額の頭部に△を付して書きます。

ロ 白色申告者の場合

「事業・営業等」（申告書第一表の①欄）に係る赤字、「事業・営業等」に含まれる変動所得に係る赤字、⑧6欄の赤字及び⑧欄の赤字のうち最も赤字の少ない金額を金額の頭部に△を付して書きます。



「確定申告書等作成コーナー」なら自宅でいつでも申告♪かんたん・便利♪



(4) 「被災事業用資産の損失額」⑧4～⑧6 欄

イ 青色申告者の場合

⑧0欄の赤字の中に被災事業用資産の損失額（⇒1ページ）がある場合には、その被災事業用資産の損失額などの必要な事項を⑧4から⑧6欄に記入します。

ただし、変動所得（⇒1ページ）の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失額は含めません。

ロ 白色申告者の場合

「2 損益の通算」の⑧0欄の金額が赤字で⑧6又は⑧7欄の赤字の中に被災事業用資産の損失額がある場合は、その被災事業用資産の損失額などの必要な事項を⑧4から⑧6欄に記入します。

ただし、変動所得の金額の計算上生じた被災事業用資産の損失額は含めません。

(5) 「山林所得に係る被災事業用資産の損失額」⑧7 欄

イ 青色申告者の場合

この欄は記入しません。

ロ 白色申告者の場合

「2 損益の通算」の「㊦損失額又は所得金額」の㊦欄の赤字と⑧6欄の赤字のいずれか少ない金額を金額の頭部に△を付して記入します。

(6) 「山林以外の所得に係る被災事業用資産の損失額」⑧8 欄

イ 青色申告者の場合

この欄は記入しません。

ロ 白色申告者の場合

次により計算して赤字が残った場合には、残った赤字を金額の頭部に△を付して記入します。

a 営業等・農業・不動産に係る被災事業用資産の損失額（⇒1ページ）とそれぞれに対応する所得の赤字（変動所得の金額がある場合には、その金額を除きます。）のいずれか少ない金額を求めます（いずれかが黒字又は0のときは0になります。）。

b aで求めた金額の合計額と⑧6欄の赤字のいずれか少ない金額を求めます（いずれかが黒字又は0のときは0になります。）。

c bで求めた金額と⑧6から⑧3の合計額（⑧7、⑧9の金額を除きます。）から⑧7の金額を差し引いた金額（黒字のときは0）のいずれか少ない金額（いずれかが黒字又は0のときは0になります。）を求めます。

4 繰越損失を差し引く計算

令和5年分の所得金額からの繰越損失の控除は、次により行います。

(1) 令和2年分、令和3年分、令和4年分のうち2以上の年分に生じた損失がある場合には、最も古い年分に生じた損失から順次差し引きます。

(2) 同じ年分に生じた純損失のうちに、2種類以上の損失がある場合には、次のイ、ロの順序で差し引きます。

イ 山林所得以外の損失の金額

令和5年分の総合課税の所得 → 山林所得（山林所得の損失の金額の控除後） → 退職所得

ロ 山林所得の損失の金額

令和5年分の山林所得 → 総合課税の所得 → 退職所得

なお、純損失のうちに**居住用財産に係る通算後譲渡損失**とそれ以外の純損失がある場合には、まず、居住用財産に係る通算後譲渡損失以外の純損失を差し引いてから、居住用財産に係る通算後譲渡損失を次の順序で差し引きます。

令和5年分の土地建物等の譲渡所得 → 総合課税の所得 → 山林所得 → 退職所得

また、純損失が居住用財産に係る通算後譲渡損失のみの場合もこの順序で差し引きます。

年分	損失の種類		㊤前年分までに引ききれなかった損失額	㊦本年分で差し引く損失額	㊧繰越損失の繰越額
A 年分 (3年前)	純	— 年が青色の場合	山林以外の所得の損失	円	/
			山林所得の損失		
	損 失	— 年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用 資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
繰越損失				円	
B 年分 (2年前)	純	— 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
			山林所得の損失		
	損 失	— 年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用 資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
繰越損失				円	
C 年分 (前年)	純	— 年が青色の場合	山林以外の所得の損失		/
			山林所得の損失		
	損 失	— 年が白色の場合	変動所得の損失		
			被災事業用 資産の損失	山林以外 山林	
			居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		
繰越損失				円	
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額			㊨	円	
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額			㊩	円	
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額			㊪	円	
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額			㊫	円	

- (3) 同じ年分に生じた損失のうちに、純損失と雑損失がある場合には、まず、上の(2)の順序で純損失を差し引いてから、次の矢印の順序で雑損失の金額を差し引きます。

令和5年分の総合課税の所得 → 分離課税の土地建物等の譲渡所得 → 分離課税の上場株式等の配当所得等 → 分離課税の一般株式等の事業・譲渡・雑所得 → 分離課税の上場株式等の事業・譲渡・雑所得 → 分離課税の先物取引の事業・譲渡・雑所得 → 山林所得 → 退職所得

分離課税の土地建物等の長期譲渡所得、分離課税の上場株式等の配当所得等、分離課税の一般株式等の事業・譲渡・雑所得、分離課税の上場株式等の事業・譲渡・雑所得、分離課税の先物取引の事業・譲渡・雑所得から差し引く雑損失の順序は、適用される所得税の税率の高いものから順次控除しますが、これと異なる順序で差し引いても差し支えありません。

- (4) 「**㊸前年分までに引ききれなかった損失額**」の各欄

令和4年分までの所得から引ききれなかった令和2年分、令和3年分及び令和4年分の純損失や雑損失の金額を令和4年分の申告書第四表(二)などから転記します。

この場合、各年分の「純損失」には、損失が生じた年分について、次の箇所に転記します。

- イ 青色申告者の場合

「\_\_年が青色の場合」の「山林以外の所得の損失」、「山林所得の損失」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄の当てはまる箇所。

- ロ 白色申告者の場合

「\_\_年が白色の場合」の「変動所得の損失」、「被災事業用資産の損失」及び「居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額」欄の当てはまる箇所。

- (5) 「**㊹本年分で差し引く損失額**」の各欄

令和4年分までの所得から引ききれなかった令和2年分、令和3年分及び令和4年分の純損失や雑損失の金額を令和5年分の所得(67、69、74、75、76、77又は80欄の金額)の黒字から差し引く計算をします。「**㊸前年分までに引ききれなかった損失額**」の各欄の損失の金額に達するまでの67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額を次の順序により記入します。

ただし、純損失の金額は、分離課税の土地建物等の譲渡所得の黒字の金額、分離課税の一般株式等の事業・譲渡・雑所得の黒字の金額、分離課税の上場株式等の事業・譲渡・雑所得の黒字の金額、分離課税の上場株式等の配当所得等の黒字の金額及び分離課税の先物取引の事業・譲渡・雑所得の黒字の金額から差し引くことはできません(純損失のうち、居住用財産に係る通算後譲渡損失については、分離課税の土地建物等の譲渡所得の黒字の金額から差し引くことができます(➡11ページ))。

なお、同じ年に2以上の損失がある場合には、同じ年の中では、「**4 繰越損失を差し引く計算**」(2)(➡11ページ)の説明の順序で記入します。

- イ まず、**Aの年分**の「**㊹本年分で差し引く損失額**」の各欄は次のように記入します。

a 67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額が、**Aの年分**の「**㊸前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額以下の場合……67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額を記入します。

b 67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額が、**Aの年分**の「**㊸前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額より多い場合……その損失の金額と同じ金額を記入します。

- ロ 次に、上のイのbに当てはまる場合には、**Bの年分**の「**㊹本年分で差し引く損失額**」欄は次のように記入します。

a 67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額のうち、**Aの年分**の「**㊹本年分で差し引く損失額**」欄に書いた金額を差し引いた残りの金額が、**Bの年分**の「**㊸前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額以下の場合……その残りの67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額を記入します。

b 67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額のうち、**Aの年分**の「**㊹本年分で差し引く損失額**」欄に書いた金額を差し引いた残りの金額が、**Bの年分**の「**㊸前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額より多い場合……その損失の金額と同じ金額を記入します。

- ハ 最後に、ロのbに当てはまる場合には、**Cの年分**の「**㊹本年分で差し引く損失額**」欄には、次のように記入します。

a 67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額のうち、**Aの年分**及び**Bの年分**の「**㊹本年分で差し引く損失額**」欄に書いた金額を差し引いた残りの金額が、**Cの年分**の「**㊸前年分までに引ききれなかった損失額**」欄のその損失の金額以下の場合……それでもなお残っている67、69、74、75、76、77又は80欄の黒字の金額を記入します。

b ⑥7、⑥9、⑦4、⑦5、⑦6、⑦7又は⑧0欄の黒字の金額のうち、Aの年分及びBの年分の「⑥B本年分で差し引く損失額」欄に書いた金額を差し引いた残りの金額が、Cの年分の「⑥A前年分までに引ききれなかった損失額」欄のその損失の金額より多い場合……その損失の金額と同じ金額を記入します。

(6) 「⑥C翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A-B)」の各欄

Bの年分及びCの年分の「⑥C翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(A-B)」の各欄には、「⑥A前年分までに引ききれなかった損失額」から「⑥B本年分で差し引く損失額」の各欄の金額を差し引いた金額を記入します。

(7) 「本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額」⑧9欄

⑦4又は⑦5欄の金額が黒字の場合には、その黒字から差し引く令和4年分以前から繰り越された特定投資株式の譲渡損失及び上場株式等の譲渡損失の金額を記入します。

なお、Aの年分、Bの年分及びCの年分の各年分の「⑥B本年分で差し引く損失額」の「雑損失」欄に記入した金額のうち、一般株式等に係る譲渡所得等又は上場株式等に係る譲渡所得等から差し引いた金額がある場合には、その金額を合計して記入してください。

(8) 「本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額」⑧0欄

⑦6欄の金額が黒字の場合には、その黒字から差し引く令和4年分以前から繰り越された上場株式等の譲渡損失の金額を記入します。

なお、Aの年分、Bの年分及びCの年分の各年分の「⑥B本年分で差し引く損失額」の「雑損失」欄に記入した金額のうち、上場株式等に係る配当所得等から差し引いた金額がある場合には、その金額を合計して記入してください。

(9) 「本年分先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額」⑧1欄

⑦7欄の金額が黒字の場合には、その黒字から差し引く令和4年分以前から繰り越された先物取引に係る繰越損失の金額を記入します。

なお、Aの年分、Bの年分及びCの年分の各年分の「⑥B本年分で差し引く損失額」の「雑損失」欄に記入した金額のうち、先物取引に係る雑所得等から差し引いた金額がある場合には、その金額を合計して記入してください。

(10) 「雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額」⑧2欄

所得税の計算において、雑損控除、医療費控除又は寄附金控除などの計算をする場合に、これらの控除額の計算上使用する所得金額を次により計算し、Mの金額を転記します。

⑧2 欄 の 計 算 式					
A	⑥7 欄 の 金 額	円	H	A+B+C+D+E+F+G	円
B	⑥9 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	I	「⑥B本年分で差し引く 損失額」の合計額	円
C	⑦4 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	J	CとDから差し引く前年以前から繰り 越された株式等に係る譲渡損失(※1)	円
D	⑦5 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円	K	Eから差し引く前年以前から繰り越さ れた上場株式等に係る譲渡損失(※2)	円
E	⑦6 欄 の 金 額	円	L	Fから差し引く前年以前から繰り越さ れた先物取引に係る繰越損失(※3)	円
F	⑦7 欄 の 金 額	円	M	H - I - J - K - L	(申告書第四表の⑧2欄に転記します。 円
G	⑧0 欄 の 金 額 (赤字のときは0)	円			

※1 本年分の株式等に係る譲渡所得等から差し引く令和4年分以前から繰り越された株式等に係る譲渡損失がある場合には、その金額（『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の「2 翌年以後に繰り越される上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算」の⑨欄の金額又は『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』の「2 翌年以後に繰り越される特定投資株式及び上場株式等に係る譲渡損失の金額の計算」の⑱、⑲及び⑳欄の金額の合計額）を記入します。



※2 本年分の分離課税の上場株式等に係る配当所得等から差し引く令和4年分以前から繰り越された上場株式等に係る譲渡損失がある場合には、その金額（『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑩欄の金額又は『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』の⑳欄の金額）を記入します。

※3 本年分先物取引に係る雑所得等から差し引く令和4年分以前から繰り越された先物取引に係る繰越損失がある場合には、『\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』の③、⑥及び⑩欄の金額の合計額を記入します。

## 5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

⑨③  円

令和5年中に災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けたり災害等に関連してやむを得ない支出をして雑損失の金額（⇒1ページ）が生じた場合に次により記入します。

(1) ⑨③欄の金額が「0」の場合には、次により計算したCの金額を⑨③欄に転記します。

(2) (1)以外の場合には、次により計算したLの金額を⑨③欄に転記します。

なお、次の計算式のFの金額がKの金額より多い場合における分離課税の土地建物等に係る譲渡所得、分離課税の一般株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等、分離課税の先物取引に係る雑所得等の税額の計算については、「Ⅵ 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算」（⇒15ページ）で行います。

⑨③ 欄 の 計 算 式					
A	損 害 金 額	円	G	D × 0.1	円
B	保 険 金 等 で 補 て ん さ れ る 金 額	円	H	C - G	円
C	差 引 損 失 額 ( A - B )	円	I	C の うち 災 害 関 連 支 出 の 金 額	円
D	⑨② 欄 の 金 額	円	J	I - 50,000円	円
E	分 離 課 税 の 譲 渡 所 得 の 特 別 控 除 額 (※)	円	K	H と J の い ず れ か 多 い 方 の 金 額	円 (申告書第一表の⑨③欄に転記します。)
F	D - E	円	L	K - F (赤字のときは0)	円 (申告書第四表の⑨③欄に転記します。)

※ 取用があった場合や居住用財産を譲渡した場合などに差し引く特別控除額がある場合には、その金額（特別控除額を差し引く分離課税の土地建物等の譲渡所得の金額を限度とします。）を記入します。

詳しくは、税務署にお尋ねください。

## 6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

⑨④  円

令和6年分以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額（『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用）』の⑪欄の金額。ただし、『令和\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表（特定投資株式に係る譲渡損失の損益の計算及び繰越控除用）』を使用されている方は⑨②欄の金額）を転記します。

## 7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

⑨⑤  円

令和6年分以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額（『\_\_年分の所得税及び復興特別所得税の\_\_申告書付表（先物取引に係る繰越損失用）』の⑯又は⑰欄の金額）を転記します。

## Ⅵ 土地建物等に係る譲渡所得、一般株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る譲渡所得等、分離課税の上場株式等に係る配当所得等及び先物取引に係る雑所得等の税額の計算

土地建物等に係る課税譲渡所得の金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額、分離課税の上場株式等に係る課税配当所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額が黒字の場合には、次により税額を計算し、Xの(7)欄の金額を申告書第一表の「税金の計算」の「上の③⑩」に対する税額又は第三表の③⑩欄に転記します。

税金の計算						
A	所得から差し引かれる金額	(申告書第一表の②欄の金額を)転記します。	S	H - M の (3)	円	
B	⑨② 欄 の 金額		T	I - N	円	
C	分離課税の譲渡所得の特別控除額 (※1)		U	J - O	円	
D	B - C - A (赤字のときは0)		V	(1) E、F、G、H、I、Jから差し引くことができるAの金額 ((P+Q+R+S+T+U)-D)	円	
E	⑥⑦ 欄 の 金額			(2) Vの(1)のうちPから差し引く金額	※7 円	
F	⑥⑨ 欄 の 金額 (赤字のときは0)			(3) Vの(1)のうちQから差し引く金額	※8 円	
G	⑦④ 欄 の 金額 (赤字のときは0)			(4) Vの(1)のうちRから差し引く金額	※8 円	
H	⑦⑤ 欄 の 金額 (赤字のときは0)			(5) Vの(1)のうちSから差し引く金額	※8 円	
I	⑦⑥ 欄 の 金額			(6) Vの(1)のうちTから差し引く金額	※8 円	
J	⑦⑦ 欄 の 金額			(7) Vの(1)のうちUから差し引く金額	※8 円	
K	(1) EとFから差し引くことができる損失の金額 (※2)		W	課税される所得金額 (千円未満の端数切捨て)	(1) 分離短期の譲渡 (P - Vの(2))	_____ .000円
	(2) Kの(1)のうちEから差し引く金額	※3 円			(2) 分離長期の譲渡 (Q - Vの(3))	_____ .000円
	(3) Kの(1)のうちFから差し引く金額	※4 円			(3) 一般株式等の譲渡 (R - Vの(4))	_____ .000円
L	(1) EとFから差し引くことができる特別控除額 (Cの金額)				(4) 上場株式等の譲渡 (S - Vの(5))	_____ .000円
	(2) Lの(1)のうちEから差し引く特別控除額				(5) 分離上場株式等の配当等 (T - Vの(6))	_____ .000円
	(3) Lの(1)のうちFから差し引く特別控除額				(6) 先物取引 (U - Vの(7))	_____ .000円
M	(1) GとHから差し引くことができる損失の金額 (⑨⑧ 欄 の 金額)		X	課税される所得金額に対する税額	(1) Wの(1)対応分 (Wの(1)×※9)	円
	(2) Mの(1)のうちGから差し引く金額	※5 円			(2) Wの(2)対応分 (Wの(2)×※10)	円
	(3) Mの(1)のうちHから差し引く金額	※6 円			(3) Wの(3)対応分 (Wの(3)×0.15)	円
N	Iから差し引くことができる損失の金額 (⑨⑩ 欄 の 金額)				(4) Wの(4)対応分 (Wの(4)×0.15)	円
O	Jから差し引くことができる損失の金額 (⑨⑪ 欄 の 金額)				(5) Wの(5)対応分 (Wの(5)×0.15)	円
P	E - Kの(2) - Lの(2)				(6) Wの(6)対応分 (Wの(6)×0.15)	円
Q	F - Kの(3) - Lの(3)				(7) 税額の合計 (Xの(1)~Xの(6)の合計)	(申告書第一表の⑨⑩欄に)転記します。
R	G - Mの(2)			円		

- ※1 EとFの金額から差し引く特別控除額の合計額を記入します。
- ※2 EとFの金額から差し引く前年から繰り越された居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額若しくは雑損失の金額又はその合計額を記入します。
- ※3 Eの金額から差し引くKの(1)の金額を記入します(Eの金額を限度とします。)
- ※4 (Kの(1)-Kの(2))の金額とFの金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- ※5 Gの金額から差し引くMの(1)の金額を記入します(Gの金額を限度とします。)
- ※6 (Mの(1)-Mの(2))の金額とHの金額のいずれか少ない方の金額を記入します。
- ※7 Pの金額から差し引くVの(1)の金額を記入します(Pの金額を限度とします。)
- ※8 Q、R、S、T、Uの金額のうち適用される所得税の税率の高いものから順次Vの(1)(Vの(2)の金額を除きます。)を差し引く金額を記入します(それぞれQ、R、S、T、Uの金額を限度とします。)
- ※9 一般分・軽減分の区分に応じた所得税の税率により求めた税額を記載してください。
- ※10 一般分・特定分・軽減分の区分に応じた所得税の税率により求めた税額を記載してください。